

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少した中小企業等又は個人事業者等に対して、幅広く事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するため、予算の範囲内において、本要綱に定めるところにより、支援金を支給するものとする。

(定義)

第2条 本要綱において「中小企業等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金等10億円未満の法人
- 二 資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人

2 本要綱において「個人事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 一人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者
- 二 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者

3 本要綱において「酒類販売事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 申請時点において有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許を受けている者
- 二 申請時点において有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者

4 本要綱において「まん延防止等重点措置」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。

5 本要綱において「緊急事態措置」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。

6 本要綱において「協力金」とは、千葉県が実施する「千葉県感染拡大防止対策協力金事業」及び「千葉県感染拡大防止対策協力金事業（大規模施設・テナント等）」の協力金（令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店、大規模施設及びテナント等の時短営業等に対する協力金）をいう。

7 本要綱において「月次支援金」とは、国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和

に係る月次支援金をいう。

(対象事業者)

第3条 支援金の申請及び支給の対象となる事業者は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

- 一 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業等又は個人事業者等であること。
- 二 協力金の給付対象に該当しないこと。
- 三 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から同年8月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月比で30パーセント以上減少していること。
- 四 申請時点で事業を継続しており、引き続き千葉県内で事業を継続する意思を有すること。
- 五 事業内容が公の秩序又は善良な風俗を害することとなるおそれがないこと。
- 六 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項に加えて、次に定める要件を満たす酒類販売事業者等に対しては、支援金を上乘せして支給する。

- 一 まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月から同年8月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して70パーセント以上減少した月があること。
- 二 令和3年4月から同年8月までの期間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業、時短営業及び酒類提供停止要請等に応じた飲食店と取引があること。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、支給の対象とならない。

- 一 法人税法別表第1に規定する公共法人
- 二 宗教上の組織又は団体
- 三 政治団体
- 四 本支援金の趣旨及び目的に照らして支給が適当でないとして知事が判断する者

4 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、支給の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第4条 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、前条第4項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（支給額）

第5条 支援金は、第3条第1項に規定する申請者に対して、予算の範囲内において、以下の額を支給する。なお、支給は1回限りとする。

- 一 中小企業等 20万円
 - 二 個人事業者等 10万円
- 2 第3条第2項に規定する要件を満たす酒類販売事業者等に対して、予算の範囲内において、前項の支給額に加えて、以下の額を支給する。なお、支給の有無及び支給額については、令和3年4月から令和3年8月までの各月毎に判定するものとする。
- 一 中小企業等 上限額20万円

二 個人事業者等 上限額10万円

- 3 前項の支給額の算定においては、各月の売上減少額から、月次支援金の上限額（中小企業等20万円、個人事業者等10万円）を控除した額が前項に定める支給額に満たない場合は、その額を支給額とする。

（申請）

第6条 支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金の支給を受けようとするときは、申請書（別記様式第1号又は第2号）に、誓約書（別記様式第3号）、役員等名簿（別記様式第4号）、その他知事が定める資料を添えて、知事に提出しなければならない。

（支給等）

第7条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは支援金を支給する。

- 2 知事は、前項の審査により、支援金の支給を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に関して必要な条件を付することができる。
- 4 知事は、第1項の審査により、支援金を支給しないことを決定したときは、当該申請者に対してその旨と理由を示すものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条第2項の規定による支援金の支給決定の通知を受けた場合において、支援金の支給の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、知事に別記様式第5号により申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の支給の決定はなかったものとみなす。

（帳簿及び証拠書類の保存）

第9条 申請者は、第6条に規定する書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を支給事業の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求

があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(支援金の取消し及び返還)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第2項の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 申請者が、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- 三 申請者が、第3条第4項及び第4条に該当する者であることが判明したとき。

2 申請者は、前項の規定により支援金の支給の決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

4 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(検査及び報告)

第11条 知事は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、支援金の支給等について必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、決定の日から施行する。

千葉県中小企業等事業継続支援金 申請書

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条の対象事業者該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び提出書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条第2項の規定に基づき支援金の支給が決定した場合、下記口座への振込をお願いします。

令和 年 月 日

〒

所在地

千葉県知事 様

申請者 名称

代表者

記

1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ							
	名称 (屋号・雅号)							
	フリガナ							
住所								
電話番号		営業内容						

申請事業者名 (法人名又は 個人事業者名)	フリガナ														
	名称														
申請者の種別	選択	中小企業等	法人番号												
		個人事業者等	住所(※1)					生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日			
	業種(日本産業標準分類)		大分類			中分類			小分類						
資本金 (又は出資金の総額)		円	常時使用する 従業員数			人	創業年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日				
担当者 (本申請に係る連絡先 ※2)	フリガナ						電話								
	氏名						メールアドレス								
住所						メールアドレス									
<input type="checkbox"/> 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告を行った個人事業者等である。(該当する場合に✓をしてください)															

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業者の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてに電話又はメールで行います。

2 給付要件等に関する確認

該当する項目に✓をしてください。

- 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有している。
- まん延防止等重点措置期間(令和3年4月～8月)を対象とする「千葉県感染防止対策協力金」又は「千葉県感染防止対策協力金(大規模施設・テナント等)」の支給対象となっている月はない。
- 申請時点で事業を継続しており、引き続き県内で事業を継続する意思がある。

(裏面に続く)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少している。

以下、売上減少の理由として当てはまるものを✓してください。（複数回答可）

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動自粛等による需要減少
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う予約や受注のキャンセル
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う原材料等の入手困難
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主催イベント・セミナー等の中止・延期
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う取引先の事業縮小・停止・倒産
- 法人の代表者若しくは個人事業者本人、又はその従業員若しくは親族の新型コロナウイルス感染症罹患
- その他（ ）

3 申請特例利用の有無（希望する申請特例に✓をしてください。該当のない方は空欄で構いません）

- 新規開業特例
 - 令和元年設立・開業
 - 令和2年設立・開業
 - 令和3年設立・創業
- 合併特例
- 連結納税特例
- 事業承継特例
- NPO法人・公益法人等特例
- 罹災特例
- 白色申告特例

4 売上額

令和元年4月	円	令和2年4月	円	令和3年4月	円
令和元年5月	円	令和2年5月	円	令和3年5月	円
令和元年6月	円	令和2年6月	円	令和3年6月	円
令和元年7月	円	令和2年7月	円	令和3年7月	円
令和元年8月	円	令和2年8月	円	令和3年8月	円

5 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名		金融機関コード					(4桁) ※3
本・支店名		支店コード					(3桁) ※3
預金種別	1:普通 2:当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1)					(7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載						サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

6 アンケート（以下はアンケートとなります。本支援金制度の分析や今後の制度の検討等に活用します）

本支援金をどのようにして知りましたか（複数回答可）

- 新聞
- 業界紙
- 県民だより
- 市町村の広報誌
- 千葉県ホームページ
- 市町村ホームページ
- その他ホームページ
- テレビ（ニュース）
- ラジオ
- 商工会議所等からの情報
- 会計士や税理士等の専門家からの情報
- 同業者や知人からの情報

千葉県中小企業等事業継続支援金 申請書

千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条の対象事業者該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、支援金を申請します。なお、下記記載事項及び提出書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条第2項の規定に基づき支援金の支給が決定した場合、下記口座への振込をお願いします。

令和 年 月 日 千

所在地

千葉県知事 様

申請者 名称

代表者

記

1 申請者の情報

主たる事務所の情報	フリガナ			
	名称 (屋号・雅号)			
	フリガナ			
	住所			
	電話番号		営業内容	

申請事業者名 (法人名又は 個人事業者名)	フリガナ											
	名称											
申請者の種別	選択	中小企業等	法人番号									
		個人事業者等	住所(※1)					生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日
	業種(日本産業標準分類)	大分類		中分類		小分類						
資本金 (又は出資金の総額)		円	常時使用する 従業員数		人	創業年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日		
担当者 (本申請に係る連絡先 ※2)	フリガナ						電話					
	氏名						メールアドレス					
	住所											

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業者の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてに電話又はメールで行います。

2 給付要件等に関する確認

該当する項目に✓をしてください。

- 令和3年3月31日までに創業し、申請時点で千葉県内に本店又は主たる事業所を有している。
- まん延防止等重点措置期間(令和3年4月～8月)を対象とする「千葉県感染防止対策協力金」又は「千葉県感染防止対策協力金(大規模施設・テナント等)」の支給対象となっている月がある。

※ 協力金の支給対象となっている月を✓してください。

4月 5月 6月 7月 8月

- 申請時点で事業を継続しており、引き続き県内で事業を継続する意思がある。

(裏面に続く)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少している。

以下、売上減少の理由として当てはまるものを✓してください。(複数回答可)

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動自粛等による需要減少
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う予約や受注のキャンセル
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う原材料等の入手困難
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主催イベント・セミナー等の中止・延期
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う取引先の事業縮小・停止・倒産
- 法人の代表者若しくは個人事業者本人、又はその従業員若しくは親族の新型コロナウイルス感染症罹患
- その他 ()

以下は、上乗せ部分(支援金B)に該当する方のみ記入してください。

・まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への時短営業要請等の影響により、売上が70%以上減少した月を✓してください。

- 4月 5月 6月 7月 8月

3 取引先情報

取引のある飲食店等の情報を記入してください。

※まん延防止等重点措置等に伴う時短営業要請等の対象となっている飲食店と直接取引がある場合は、当該飲食店の情報を記入してください。

※上記以外の場合は、商品を購入している取引先事業者(飲食店に限定しません)の情報を記入してください。

※主な取引先を3つまで記載してください。

	法人名又は個人事業者名(屋号)	所在地	電話番号	営業内容
1				
2				
3				

4 申請特例利用の有無(希望する申請特例に✓をしてください。該当のない方は空欄で構いません)

新規開業特例

- 令和元年設立・開業 令和2年設立・開業 令和3年設立・創業

- 合併特例 連結納税特例 事業承継特例 罹災特例 白色申告特例

5 申請月の確認(上乗せ部分(支援金B)に該当する方のみ✓をしてください。)

令和3年4月～8月分までを一括して申請する。

令和3年4月～7月分までを申請し、後日8月分を申請する。

6 売上額

令和元年4月	円	令和2年4月	円	令和3年4月	円
令和元年5月	円	令和2年5月	円	令和3年5月	円
令和元年6月	円	令和2年6月	円	令和3年6月	円
令和元年7月	円	令和2年7月	円	令和3年7月	円
令和元年8月	円	令和2年8月	円	令和3年8月	円

7 振込先情報(当該通帳の写しを添付してください。)

金融機関名		金融機関コード				(4桁) ※3
本・支店名		支店コード				(3桁) ※3
預金種別	1:普通 2:当座 (いずれかを○で囲んでください)		口座番号(※1)			(7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載					サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。

8 アンケート(以下はアンケートとなります。本支援金制度の分析や今後の制度の検討等に活用します)

本支援金をどのようにして知りましたか(複数回答可)

- 新聞
- 業界紙
- 県民だより
- 市町村の広報誌
- 千葉県ホームページ
- 市町村ホームページ
- その他ホームページ
- テレビ(ニュース)
- ラジオ
- 商工会議所等からの情報
- 会計士や税理士等の専門家からの情報
- 同業者や知人からの情報

誓 約 書

私は、千葉県中小企業等事業継続支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・支給要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・別添の役員等名簿の記載内容に虚偽はありません。
- ・千葉県中小企業等事業継続支援金の支給を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県中小企業等事業継続支援金交付要綱第3条第4項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、直ちに支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
- ・本支援金の申請に係る書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。

以上

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者名

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、支援金を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本協力金の申請に関する権限又は執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第5号様式（第8条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)

(所在地)

(名称・代表者名)

千葉県中小企業等事業継続支援金に係る申請の取下げについて

令和 年 月 日に申請しました下記書類を取り下げます。

記

「千葉県中小企業等事業継続支援金申請書 及び 提出書類」

(注) 押印は不要ですが、中小企業等の代表者又は個人事業者が自署してください。